

空き家あんしんサポート約款

(ふるさと納税返礼品対象)

2022年12月16日実施

北陸電力送配電株式会社

お申込みにあたっては約款を十分にお読みになってください。

(約款の適用)

第1条 北陸電力送配電株式会社(以下「当社」といいます。)は、空き家あんしんサポート約款(以下「約款」といいます。)を定め、これにより第3条に定める空き家を巡視するサービス(以下「本サービス」といいます。)を提供します。

2 約款は、第5条に定める本サービス提供エリアにふるさと納税を行い、その返礼品として空き家あんしんサポート利用券(以下「利用券」といいます。)を選択いただいた方に適用するものとします。

(約款の変更)

第2条 当社は、約款を変更することがあります。この場合の本サービスの提供条件等は、変更後の約款によります。

2 当社からの申出により提供条件等の変更を行う場合、個別に通知および説明を行うか、または、当社の指定するホームページにその内容を掲示します。

(本サービスの内容)

第3条 本サービスは以下の通りとし、その内容は次項によるものとします。

サービスメニュー名
おうちまるごとプラン
おうちそとまわりプラン

2 本サービスは、以下の内容を実施します。

<おうちまるごとプラン>

種別	内容
1. 外観確認	(1)建物の外観確認: 塗装・木部・鉄部・雨どい等の状況確認(破損, 腐食, ひび割れ等) 玄関や窓の状況確認(戸締り, 破損等) (2)敷地の確認: 庭木や雑草の状況確認(伸び具合, 敷地境界線の状況等) フェンスや門扉等の状況確認(破損, 錆等)
2. 内観確認	(1)建物内観の確認: 部屋の天井・壁等の状況確認(雨漏り, しみ, カビ, ひび割れ等) (2)通風・換気: 戸・窓等を開放し, 空気の入換え(30分程度) ※風雨等による建物内部の汚損を防ぐため, 天候によっては一部の戸・窓等の最低限の開放とすることがあります。 (3)通水: キッチン, 洗面所, トイレ等の通水をし, 錆の付着防止, 排水トラ

	<p>ップ(臭気防止部)の注水(60秒程度)</p> <p>水道契約のない物件については、ペットボトルの水を1ℓ程度注水</p> <p>(4)簡易清掃: 建物内部の蜘蛛の巣の除去(清掃用具の届く範囲), 床面に落ちているゴミの除去(手で拾える範囲)</p> <p>(5)郵便受けの整理: 郵便物を取り出し整理(非転送), 宛名のない投函物の除去</p>
3. 報告	<p>上記1および2について、「作業報告書(写真添付)」により報告(報告は原則上記1および2の実施日から2週間以内にe-mailにて行うものとし、書面による報告を希望される場合は、着払いにより送付するものとします。ただし、不審者の立ち入った形跡を発見した場合等、当社が緊急を要すると判断する場合はすみやかに報告するものとします。)</p>

<おうちそとまわりプラン>

種別	内容
1. 外観確認	<p>(1)建物の外観確認: 塗装・木部・鉄部・雨どい等の状況確認(破損, 腐食, ひび割れ等) 玄関や窓の状況確認(戸締り, 破損等)</p> <p>(2)敷地の確認: 庭木や雑草の状況確認(伸び具合, 敷地境界線の状況等) フェンスや門扉等の状況確認(破損, 錆等)</p>
2. 報告	<p>上記1について、メール本文にて報告(写真添付)</p> <p>(報告は原則上記1の実施日から2週間以内に行うものとし、書面による報告を希望される場合は、着払いにより送付するものとします。ただし、不審者の立ち入った形跡を発見した場合等、当社が緊急を要すると判断する場合はすみやかに報告するものとします。)</p>

3 前項に関わらず、建物の状況等により当社作業員の安全が確保できないと当社が判断した場合、当社は前項に掲げる本サービスの内容の一部を実施しないことがあります。

(本サービス提供頻度)

第4条 本サービスは、利用券に記載された回数を行うものとします。

(本サービス提供エリア)

第5条 本サービスの提供エリアは以下の通りとします。

提供エリア
富山県 高岡市,射水市,小矢部市,南砺市 石川県 小松市,野々市市,白山市,能美市 福井県 敦賀市

(申込みの方法)

第6条 本サービスの申込みは, 当社へ利用券および空き家あんしんサポート申込書(以下「当社所定様式」といいます。)を送付するものとします。

2 本サービスの申込者(以下「申込者」といいます。)は, 前項の申込みにより, 約款に同意したものとします。

(申込み後の確認)

第7条 第6条の申込みを受け, 当社は次の項目について事前に電話等により確認します。

項目	内容
1. 外観の状況	(1)建物外観の現状確認: 塗装・木部・鉄部・雨どい等の確認(破損, 腐食, ひび割れ等) (2)玄関等の確認: 出入口の場所や開閉動作の確認 (3)敷地の現状確認: 敷地境界線の確認, 庭木や雑草等の確認 (4)その他: 郵便受け, ブレーカー, 水道元栓, 駐車スペースの確認
2. 内観の状況	(1)建物内観の現状確認: 部屋の天井・壁等の確認(雨漏り, しみ, カビ, ひび割れ等) (2)通風・換気箇所の確認: 解放箇所の確認, 開閉動作の確認 (3)通水箇所の確認: 通水箇所の確認, 通水・止水時の動作確認
3. その他	(1)貴重品の確認: 骨董品, 絵画等の確認 (2)危険箇所の確認 床のへこみ, 段差, 瓦の落下, 窓枠の緩み等の確認 (3)立入禁止箇所の確認

	当社作業員が立ち入ってはいけない箇所の確認 (4)接触禁止箇所の確認 当社作業員が接触してはいけない箇所の確認 (5)その他, 特に必要な事項の確認
--	-------------------------------------------------------------------------------------

(貴重品の取り扱い)

第8条 申込者は, 物件内に貴重品を残置しないものとします。ただし, 残置せざるを得ない貴重品について, 当社は, その紛失, 滅失, 毀損について責任を負わないものとします。

(申込みの承諾)

第9条 当社は, 申込者より利用券および当社所定様式を受領した時点で申込みを承諾します。

2 前項に関わらず, 当社は, 次の場合には, 本サービスの申込みを承諾しないことがあります。

- 一 利用券に記載されている有効期限経過後に本サービスの申込みがあった場合
- 二 当社が, 申込者の責めに帰すべき事由により, 本サービスの提供が不可能または著しく困難となった場合
- 三 申込者が, 暴力団, 暴力団関係企業, 総会屋もしくはこれらに準ずる者またはその構成員であると判明した場合
- 四 申込者が, 暴力, 脅迫その他の犯罪を手段とする要求または法的な責任を超えた不当な要求を行った場合
- 五 申込者が, 偽計または威力を用いて当社の業務を妨害した場合
- 六 第7条の事前の確認により, 本サービスの提供が不可能または著しく困難と当社が判断した場合。その場合, 第3条に基づき当社は本サービスの提供が可能な範囲で実施いたします。

(契約の成立)

第10条 本サービスは第9条の当社の承諾により契約が成立したものとします。

2 前項により, 申込者は契約者とし, 申込物件は契約物件とします。(以下, 当社と契約者の間で成立した契約を「本契約」といいます。)

(契約の更新)

第11条 本契約は更新いたしません。なお, 当社が別途実施している空き家あんしんサポートサービスの提供を希望する場合は, 当社指定のホームページより申請するものとします。

(契約者からの契約の解除)

第12条 契約者は、本契約を解除する場合、契約者から電話等で申し出るものといたします。

その場合、利用券の換金などの精算については行いません。

2 本契約の解除による契約者の直接もしくは間接の損失または損害等に対しては、当社は損害賠償責任を含む一切の責任を負わないものとします。

(サービス料金)

第13条 当社は利用券の対価として本サービス提供を行い、契約者から利用券以外に本サービスに係る料金をいただくことはありません。

(利用券の換金について)

第14条 当社は、利用券の換金を行わないものとします。

(契約者情報の変更)

第15条 契約者は、本サービスの提供のために当社に通知した住所、氏名、電話番号、その他の情報を変更した場合には、当社まで電話等により連絡するものとします。

(契約者の地位の継承)

第16条 相続または法人の合併により契約者の地位の継承があったときは、相続人または合併後存続する法人もしくは合併により設立された法人は、当社まで電話等により連絡するものとします。

(物件への立ち入り)

第17条 当社は本サービスの実施のため、契約者への事前通知無しで契約物件へ立ち入ることが出来るものとします。

(鍵の預かり)

第18条 当社は本サービスの実施のため、契約者から契約物件の鍵を預かるものとします。ただし、おうちそとまわりプランの場合は、契約物件の外観確認を実施するために必要な門扉等の鍵があるときに限って、当該契約物件の鍵を預かるものとします。

2 当社は、前項に基づき預かった契約物件の鍵を本サービスの実施以外には使用しないものとします。また、契約者の同意なく鍵を複製しないものとします。

(個人情報の取扱い)

第19条 当社は、本サービスに関し、申込者および契約者から取得した個人情報について、別途当社ホームページにて掲載する「個人情報のお取扱いについて」に従い、本サービスの充実や円滑な運営のために必要な範囲内で利用します。

(機密保持)

第20条 当社は、本サービスにより知り得た契約者の情報を他に漏洩しないものとします。ただし、法令の規定等に基づく情報提供はこの限りではありません。

2 前項は、本契約終了後も有効に存続するものとします。

(免責事項)

第21条 当社は、契約物件に対する法律上の占有者および管理者としての責任を負わないものとします。

2 当社は、次の各号に掲げる自然災害、契約者および第三者の故意または過失ならびに契約物件や付属施設等の通常損耗のような当社の責めに帰すことができない事由によって生じた損害についてはその責任を負わないものとします。

一 天災・火災等(放火も含む)によって発生した損害

二 空巢等による盗難によって発生した損害(鍵やガラスの破損等を含む)

三 庭木・芝生の枯れのような損害

四 通常の見視点検において気づきにくい異常箇所もしくは不可抗力による異常箇所の未発見または発見遅れによる損害

五 室内へのほこり等の付着による損害

六 建物等へのカビの発生、湿気による建物等の傷みによる損害

七 家屋内の家財、貴重品等の紛失、滅失、毀損による損害

八 前各号に定めるもののほか、当社の責めに帰すことができない事由によって生じた損害

3 当社はふるさと納税に関して契約者と自治体間でのトラブル・事故により契約者に生じた損害について、その原因の如何を問わず、一切の責任を負わないものとします。ただし、当社の責めに帰すべき事由がある場合は、この限りではありません。

(損害賠償)

第22条 当社は本サービス実施中に、当社作業員の故意または過失により契約者または第三者に損害を与えた場合は、その損害を賠償するものとします。

(提供中止および停止)

第23条 当社は、次の各号に掲げる場合その他当社の責めに帰すことができない場合において、本サービスの提供が不可能または著しく困難となったときは、その原因が解消するまでの間、本サービスの全部または一部の提供を停止することができるものとします。

- 一 地震, 噴火, 洪水, 津波, 台風, 豪雪, 大規模な伝染病その他の天災地変, 戦争, 内乱, 暴動, 公権力による処分(当社の責めに帰すべき事由に基づく処分を除きます。)または停電による場合
 - 二 鍵の不具合による場合
 - 三 契約物件において当社作業員の安全確保が困難であると当社が認めた場合
 - 四 契約者の承諾がある場合
- 2 当社は, 契約者が約款上の債務の全部もしくは一部を履行しない場合または約款に違反した場合において, 催告後相当期間を経過してもその債務を履行しないときまたは違反状態を是正しないときは, 本サービスの提供を停止することができるものとします。
 - 3 当社は, 前2項に基づき本サービスの提供を停止している期間中, 本サービスを提供する義務を負わないものとします。

(本契約終了後の措置)

- 第24条 当社は本契約終了後, 第18条に基づき預かっていた契約物件の鍵を返却するものとします。なお, 契約物件の鍵を郵送にて返却する場合, その郵送料は当社負担とします。
- 2 前項において, 当社から契約者への連絡がつかないなどにより鍵の返却ができないときは, サービス提供から1年が経過した時点で, 当社は契約物件の鍵の処分を行うことができるものとします。

(協議)

- 第25条 契約者および当社は, 約款に定めがない事項および約款条項の解釈について疑義が生じた場合は, 民法その他の法令および慣行に従い, 誠意をもって協議, 解決するものとします。

(合意管轄裁判所)

- 第26条 本サービスについて, 契約者と当社との間に紛争が生じたときは, 契約物件所在地を管轄する地方裁判所を第1審管轄裁判所とします。

付 則

(実施期日)

- 1 約款は, 2022年4月20日から実施します。
- 2 本サービス提供エリアの追加に伴い, 2022年12月16日から本約款を改正して実施します。